

村落共同体におけるリーダーの選出過程

足 高 壱 夫

1. 問題の所在

共同体という用語は、広く社会科学の分野で使われているが、とりわけ経済史の分野でしばしば使用される。その場合、共同体は、原則的には資本主義的生産様式以前の段階をさす。そして、共同体的生産様式の内的対立・発展の結果として資本主義的生産様式に移行すると理解されている。これはもちろん、K.マルクスの有名な『資本主義生産に先行する諸形態』¹⁾という論文から影響をうけた考えである。ともかくその結果として、日本経済史の分野では、江戸期を村落共同体と位置づける傾向が強い²⁾。

それに対して社会学の分野では、(村落)共同体を近代の集落にたいしても用いることが多い。それは共同体に対する定義の本質的な差異にもとづいている。経済史ではマルクスの定義にしたがい、構成員による土地の共有が基本的な条件になるが、社会学の場合にはその学問の性格上、その組織特性やそれを構成する人々の価値観が関心の中心になる。例えば、ある集落において、その構成員に対し、組織的規制が強く、また構成員の社会的価値観も集落の規範を越えるものでないとき、それをしばしば『村落共同体的』、という表現をする。

社会学の場合、経済学のように土地の共有という客観的指標ではなく、組織特性や価値観に指標をおくために共同体と非共同体の区別が明瞭では

なく、結果として近代社会にも共同体分析を敷衍することになる。区別の不明瞭性という欠点を内包しつつも、それは次のような長所をも招くことになった。すなわち、現在の国家においても国家と対立し国家と競合する『共同体』が日本に限らず世界各地にある(近くでは韓国や中国、フィリピンなど、遠くではアフリカなど)。そしてこのような共同体の分析が現代社会のより確かな理解のためには不可欠ではないか、と考える視点が論理的に成立することになったのである。

日本だけに限って考えても、明治以降の『近代化』のプロセスのなかで、村落共同体がいかなる役割をはたしてきたのか、を理解することは大切である。本稿ではとくに、そのような『近代化』のプロセスに対応するために、共同体のなかにおいてリーダーはどのような役割と権限をもっていたのかを明らかにすることを目的とする。『近代化』過程において、国家のさまざまな政策を受けつつ、判断する権力を持ったリーダーのもつ役割が大きいと考えるからである。

ところが、結論のところで述べるように、少なくともこの事例の場合においては、リーダーよりもリーダーを支える組織体の役割の方が大きいことが明らかになる。このような事実が、日本全体の特色として指摘できるのか、あるいはさらに日本を越えた範域(例えば、東アジア)まで広げて普遍化できるのか、その点については類似の研究が少なく、安易な結論を出すことができないので今後の課題となろう³⁾。

1) K.マルクス(手島正毅訳)『資本主義的生産様式に先行する諸形態』大月書店 1963年。

2) このような立場での研究として例えば、中村吉治「村落共同体」村落社会研究会編『村落共同体の構造分析』時潮社 1956年、岩本由輝『近世漁村共同体の変遷過程』御茶の水書房 1977年などがある。

3) 村落社会のリーダーに焦点をあてた研究としては、例えば次のようなものがある。菅野正「村落の再編過程と権力構造——秋田県平鹿町明沢部落の場合——」村落社会研究会編『村落社会研究』第三集 1967年、中野卓「大正期前後にわたる漁村社会の構造変化とその推進力——北大呑村鰐網再論」村落社会研究会編『村落社会研究』第

ところで、明治政府は村落共同体の持っている社会集団としての一体性を利用することによって地方行政の円滑化を図ろうとした。その事実はいくつかの研究で明かにされている⁴⁾。すなわち、政府は、村落共同体と同じ地理的範囲に行政区を設定し、そこに行行政末端の長である区長をおいた。多くの村落では村落共同体の長にこの区長を兼務させることによって村落共同体の支配秩序を利用することができた。また村落によっては、これら二つを別々のものとして違う人物を選んでいる場合もあった。

本稿ではいま述べた大きな関心にもとづき、まず最初に村落共同体のリーダーとはどのような性格をそなえた人物がどのようにして選ばれるのかを考え、その後、そのリーダーを支える組織について分析する。事例を志摩半島のある漁村に求め⁵⁾、漁業協同組合長に焦点を定める。調査地の漁村では漁業協同組合長と町内会長が昭和48(1973)年まで兼任であったからである。その前に、次節でごく簡単にこの調査地区の概況を紹介しておこう。

2. 調査地区の概況

調査地区であるI町は、鳥羽市街地から東南に約十数キロのところにあり、正面に伊勢湾、三方を海拔100m前後の背の低い山々に囲まれたところである。平地は少なく、海に面した山の斜面を這い上るように家屋が並んでいる。人口および戸数は、明治初め(明治13年・108戸655人)から昭和30年代をピーク(昭和35年・215戸1310人)に一貫して増加がみられた。しかしその後、若者の流出等により減少傾向にあり、1991年現在戸数231戸・人口1009人である。地区外への交通機関は、昭和48(1973)年にパールロードが開通するまでは、鳥羽市街地と陸続きでありながら1日4往復の定期航路に頼っていた。

人々の生業は、漁業を中心に自家消費分の農業⁶⁾を営んできた。パールロード開通以後、鳥羽や伊勢方面への通勤者や旅館・遊漁業等が増えて、漁業従事世帯は減少の傾向にある(表2-1)。しかも漁業従事者の高齢化がみられる。現在の漁業の種類は、海女漁業、一本釣、刺し網、大敷網等である。

以前には、カツオ漁とボラ漁も営まれ、そして現在も営まれている海女漁業と合せて、この3つの漁業がこの地区の中心的なものであった。そのカツオ漁は数軒の船元によって営まれていたが大正期に動力船化に失敗して衰退し、ボラ漁は第二次世界大戦中に村網経営(地区全戸参加の共同作業)を止め、高度経済成長期に海の汚染とともに行なわれなくなった。以後、海女漁業が大きな位置を占めることになってきたが、その海女漁業も資源の枯渇や後継者難で衰退の傾向にある。

家族の形態は直系家族が一般的であり、次三男以下は養子あるいは婿養子、まれに「隠居(分家)」して地区内にとどまる以外には他地域に出ていた。婚姻は村落内婚が盛んであったため「村じゅう親類」という表現をしばしば耳にする。これは、海女漁業が盛んであったために海女のできる女性が求められたことが配偶者選択を地区内に

表2-1 個人漁業経営体数

年 号	合 計	専 業	兼 業	
			漁業 が主	漁業 が従
1963 S. 38	201	11	143	47
1968 S. 43	204	18	102	84
1973 S. 48	186	1	100	85
1978 S. 53	160	7	60	93
1983 S. 58	149	5	42	102
1988 S. 63	120	4	51	65

資料出典：

第3・4・5・6・7・8次漁業センサス
より作成

- 四集 1968年、武笠俊一「戦後村落における新しい指導者の出現——その生活史分析——」『ソシオロジ 96』31
— 1 1986年。いずれも村落社会の構造的変動期にどのようなリーダーが現われ、どのような力となり、どのように村落社会を再編したかを分析したものである。
- 4) 例えば、武井正臣・熊谷開作他著『日本近代法と「村」の解体』法律文化社 1965年。
- 5) 事例は、1985(昭和60)年から1990(平成2)年までに断続的に行なわれてきた調査の一部による。
- 6) 1985年農業センサスによれば、農家92戸すべて第2種兼業であり、そのうち81戸が0.3ha未満の経営耕地面積である。

よりいっそう限定させる傾向をつくった。しかし近年では、海女漁業の衰退により配偶者に海女を期待しなくなり、地区外からの婚入者が増えてきている。

3. 漁業協同組合長の選出過程

3. 1 漁業協同組合長・J氏の改革

あるリーダーの話のなかから、共同体のリーダーの特色をさぐる手がかりを得よう。元漁業協同組合長のJ氏が次のような話をしてくれた。

「漁師をやっていない者が漁協の組合長になって、漁師がなれないというのは何ともしようない部落や⁷⁾。水協法（水産業協同組合法）がちゃんとある。漁業組合は経済団体なんやから、漁師やっている人間を〔組合長に〕あげやんな（就任せなければ）あかん。オイエ（旧家）、それもほとんど商人（地区内の水産物仲買商）の者かその親類の者しか〔組合長に〕なれやんかった。

オイエの身内同士が歩いて銭ほったり（一軒一軒に金錢を配ったり）、商人はふだんから御馳走を配ったり、ヤウチ（親類）の多い家と婚姻関係を結んだりして選挙に勝ちよった。子供をようけもうけて、親類がようけあったから。選挙をするようになってくると、こういう古い人がどうしても勝つ。

組合長というより区長さんということで選んでたから、わしが組合長になるまで漁業組合長という考えがなかった。区長が漁業をつかさどるとい

う感じだった。生産者第一にものを考える経済団体の長というより行政面の長としてみていた。行政面と経済面の区別がこの土地の人間の頭には無かった。そこに問題があった。『一番偉いんや、名誉職や、給金安てもいいんや』と。

組合長は昔からの『羽織りの役⁸⁾、ではいけない。それでわしは立候補した。『何でそんなもの、隠居（分家）のくせに組合長に出なならん。片一方ではオイエの人が出てるのに。』と、相手の親類やそれに雇われた者に家〔の壁〕が破られたるとこだった。羽織り役人の伝統は身内でずうっと続いていたのが、わしのとこでパッと切れた。自分の身内だけに飲み食いさせて運動していたので、反感を持っていた者も多ったから。それが票になって現われたということや⁹⁾。

〔自分が〕組合長になって町内会と漁業組合を分離してやった¹⁰⁾。町内会長はこの土地に住んでいる誰でもなりたい者がなったらしい。そのかわり組合長は漁師をしている者がなるようにした。それが、どうもまたいかん…。」

J氏の主張は次のようにまとめられるであろう。漁業協同組合（以下、漁業組合）は法律にもとづいてできた漁業者のための経済団体である。その長である漁業協同組合長（以下、組合長）は地位や名誉のための役職ではない。また、漁業者でない仲買商人（以下、商人）や旧家で親類が多いといったことで選ばれるものであってはならない。漁業組合を漁業を営む者のものにするために、すなわち、ヤル気のある漁業者なら誰でも組合長になることのできる体制を整えなければなら

7) 「正組合員と準組合員があるが、わしらの所では正組合員ばかり。それというのは、一つも出やんかっても株をもっとる。漁協の株を。1株。それを平等にもっておる。だからその人が漁に行こうが行くまいがその人を正組合員と見做している。『1年に90日以上漁業をしないと正組合員にあらず（1962年改正の水産業協同組合法では120日）、』という定款があるやろ。いましの組合長は漁師もなにもせんで土方していた。定款違反や。でも誰もそんな難しいことは言わん。」

但し、調査期間中に入手した当時の『I漁業協同組合定款』には、「理事の定数の4分の1以下は前項に規定する者（正組合員）以外の者から選挙することができる」（カッコ内は筆者）とある。

このように漁業組合が漁業者の集団ではなくて、その地区的成員と認められた「土着民」の組織としての性格については、牧野由郎「漁業組合の性格と変容」『社会学評論』17巻4号 1967年を参照。

8) J氏が組合長になり組合長の給料を上げるまでは、組合長は『羽織りの紐』と呼ばれていた。どうのような意味かははっきりしない。例えば、「いつも羽織りを着ていたから」とか「羽織りを着てじっと座っていても食べていける人」あるいは「羽織りの紐を買うぐらいしか手当がもらえないから」とさまざまな説明がある。

9) それ以外に選挙に勝った要因として、J氏の息子やその友人たちである若い世代が熱心に運動してくれた、ということがあげられる。

10) 町内会と漁業組合とは分離の問題は、これよりずっと以前から言われてきたことでもあった。

ない。そこでこのような考えにもとづき漁業組合の改革を行なった。それは具体的には、以下の4点であった。

①組合長を名誉職でないようにする。

組合長の給料を上げた。給料が安いうえ、組合に常駐だったので、妻の海女漁業の収入だけで家計を賄わなければならなかつた¹¹⁾。

②漁業者としての経験しかない者でも勤め易くする。

職員を入れて組合長の仕事から書類事務の処理を除く。

③経済団体の長としての組合長の性格の明確化。

町内会と漁業組合の組織を分離（役職の兼任を廃止）。

④商人依存体质からの脱却。

現金支払いから伝票支払いに変更した。漁業組合は10日締めで20日に現金払いということであり商人と契約をしていた。その商人からの現金の支払いがたびたび遅れた。それで組合員は払いが遅れるたびに「ウチガリ」といって漁業組合に「ウチはこれぐらい水揚げがあるから、これぐらい貸してくれ」と頭を下げにいった。また商人のところへ現金で買い取ってもらえる魚を脇売り¹²⁾にいった（本当は、漁業組合で直接に消費地の市場へ卸すことを考えていたが反対が強くてできなかつた）。

以上のような改革の試みにもかかわらず、J氏が期待していた『漁業者が組合長になる』という改革は必ずしもうまくいかなかつた。どこが間違っていたのであろうか。その点を以下で検討しよう。

3. 2 漁業協同組合理事

漁業組合の組織はその時代によって少しづつ変わっているので、ここではJ氏が組合長になる昭和46年の組織をみておく。

理事は全部で5名いた。組合長・専務理事・常務理事が各1名と非常勤理事（平理事といわれる）が2名である。組合長と専務理事は任期が2年で町内会の会長（区長）と総代（区長代理）をそれぞれ兼任している。常務理事と非常勤理事は任期が1年である。組合長以外の4人の理事は町内を4つに分けたそれぞれの組（後述）の代表でもある。これら4人は、組合員の水揚高から七分の口銀¹³⁾を徴収して売上金を各自の組の組合員に支払う仕事をしていた。各理事の選出は総会で行なわれ、組合長は4つの組の全体の中からそして他の理事は各組から一人ずつ選出されるように取り計られた。

組合長・専務理事・常務理事は常勤理事として組合事務所に常駐していなければならなかつた。そのため海女漁業を行なっていた者は、収入が大きく減つた。というのは、夫婦で船で沖に出て漁をする舟人から磯近くで一人で潜つて漁をする徒人になったからである。

3. 3 歴代の漁業協同組合長

歴代の漁業協同組合長選出基準を以下にみよう。

組合長には「漁師をやっていない、…（中略）…オイエ、それもほとんど商人の者かその親類の者しかなれやんかった」とJ氏は語った。またある人は「隠居なんかがなろうものなら貧乏に輪かけるようなものやさぁ」と言う。これは、特定の家柄の者によってある役職が占められてきたということを予想させる。

11) 例えば、昭和34年で年15万円、昭和42年で年24万円であったといわれる。組合長以外にも、専務・常務の常勤理事も同様の理由で給料を上げた。

12) 組合に出したものは支払いが遅いので、組合に通さずに個人で商人のところへ魚を売りにいき、多くは安く買いたかれた。口明け制度のない漁獲物は組合を通さなくともよかつた。

13) 口明け制度による漁獲物（アワビ・サザエ・ナマコ・イセエビ等）は漁業組合で共同集荷し入札され、地区内の仲買商人を通じて地区外に販売された。このとき、組合員の漁獲物に対する入札価格から7%を漁業組合の運営資金として徴収したもの。

その他の漁獲物は漁業組合を通さずに商人に個人売りされていたが、J氏の改革でその他の漁獲物も漁業組合で扱うようになった。

この地区では家の呼び方として、「○○屋」と最後に「屋」の付くもの、「○○家（ゲ）」と最後に「家」の付くもの、そしてただ「○○」と世帯主の名前や姓と名前の組み合わせたものの3種類がある。「○○屋」と屋号に「屋」の付く家が「オイエ、であると言われている。

町内会長（区長）を兼任した組合長という役職がI町に登場してきたのは、明治34年の漁業法の改正以後のことであろう。この改正により、漁業権の管理団体としての漁業組合が、徳川時代の旧村ごとに設立された。明治36年に「答志他漁業組合二十二誕生す」¹⁴⁾とあるので、初代組合長はおそらく明治36年選出であろうと思われる¹⁵⁾。そこで表3-1の明治36（1903）年から平成2（1990）年までの88年間の歴代のI漁業協同組合長の一覧表をもとに考えてみることにしよう。

J氏の話を検証してみよう。まず、商人が組合長にどれくらい選出されていたのか、ということからみてみよう。表3-1をもとにして表3-2を作った。J氏が組合長になるまでの明治36（1903）年から昭和45（1970）年までの期間でみると、商人が組合長を勤めていた延べ年数は19年で、この期間中の28.4%にあたる。組合長を出した21軒のなかで商人の家は4軒で19%である。J氏が言うほどには商人の占める割合は多くない。だが商人は6軒ある中で4軒で19年間（一軒平均4.8年）にわたって組合長を勤めている。このことは、209軒の非商人のうち17軒で48年間（一軒平均2.8年）組合長を勤めているということ比べると、商人が組合長になりやすかったことは事実であろう。しかも、兄弟や姻戚関係の者を入れるともう少し商人の関係者は増えてこよう。

次にオイエ層と組合長の関係を表3-3でみてみよう。J氏が組合長になるまでの1970（昭和45）年までをみると、オイエ層からの組合長は在職延べ年数にして32年間（47.1%）、それを9軒の家で勤めている（一軒平均3.6年）。オイエ層以外の

家では36年間を12軒の家で勤めている（一軒平均3年）。オイエ層は28軒¹⁶⁾あるなかで9軒（32.1%）の家が組合長を出している。一方、オイエ層以外は187軒中12軒（6.4%）しか出ていない。在職延べ年数ではオイエ層とオイエ層以外のものとで組合長の選出をほぼ分け合っていた。しかし、オイエ層のものは他のものたちより組合長になる比率は高かったといえよう。親類を入れるとさらに多くを占めることは予想される。

全体としての傾向はJ氏が語った通りであったろう。しかし、商人でもオイエ層でもない者が多いのは注意すべきである。なぜならば、これらは田畠などの財産をあまりもたない近年の分家層だからである。

次にJ氏以後の昭和46（1971）年から平成2（1990）年をみると、非商人では在職延べ年数では71.6%から80.0%へ伸び、オイエ層以外の者が組合長になった場合の在職延べ年数も52.9%から80.0%へと大きく伸びているのがわかる。一応、J氏が目指したことが成功したかに見える。しかし商人やオイエ層は後退したが、相変らずJ氏が期待したような漁業者が組合長になるとは限らなかったようである。なぜであろうか。そこで組合長であった人たちの具体的な横顔をみることにしよう。

3. 4 組合長の横顔

＜改革前の組合長＞

L：オイエ層でも商人でもなかった。明治の中頃、オイエ層の人ばかりが組合長になる中で1年間勤める。「いちど〔筆に〕墨をつけたら手紙一枚を書き上げることのできた人だった。賢い人やったらしい」と語られている。

F：漁師をしたことない人だった。魚を釣るぐらい¹⁷⁾の人で、妻は海女に行ってあまり

14) 中岡志州編『志摩国郷土誌』中岡書店刊 1975年 p. 57。

15) と言うのは、歴代のI漁業組合長の氏名が書かれた文書を筆者は見つけることができてないからである。歴代の区長（町内会長）の氏名は『旧K村役場資料』（鳥羽市立図書館所蔵）の各種文書から分かっている。少なくとも明治42年においては、すでに漁業組合長と区長が兼任であったことは確かである（明治大学法社会学演習一同「志摩海女漁村の社会構造と慣習法」明治大学法学会『法学会誌vol. 18』1967 p. 40）。

16) この数字は筆者が聞き取りで集めたものである。およそ30軒あるといわれる。

17) 調査時には確認をとらなかったが、夕食用の「おかず釣」という意味と思われる。

表3-1 歴代漁業協同組合組合長

年号	氏名	歳	屋号	世帯No.	年号	氏名	歳	屋号	世帯No.
1903 M. 36	K G	38	屋	C45	1951 S. 26	Y T	50	屋	* D29
1904 M. 37	K G	39	屋	C45	1952 S. 27	K C	47	×	D31
1905 M. 38	N G	39	×	B19	1953 S. 28	K C	48	×	D31
1906 M. 39	H U		屋	B42	1954 S. 29	T K	49	×	A45
1907 M. 40	H U		屋	B42	1955 S. 30	T K	50	×	A45
1908 M. 41	K D		屋	A10	1956 S. 31	K C	51	×	D31 ?
1909 M. 42	K T	32	屋	* C17	1957 S. 32	K C	52	×	D31
1910 M. 43	K T	33	屋	* C17	1958 S. 33	K S	54	屋	D32 ?
1911 M. 44	K T	34	屋	* C17	1959 S. 34	K S	55	屋	D32
1912 T. 1	K T	35	屋	* C17	1960 S. 35	T K	55	×	A45 ?
1913 T. 2	K G	48	屋	C45	1961 S. 36	K Q	55	屋	* C17
1914 T. 3	K G	49	屋	C45	1962 S. 37	U G	48	家	D24 ?
1915 T. 4	K T	49	屋	D41	1963 S. 38	U G	49	家	D24
1916 T. 5	K T	50	屋	D41	1964 S. 39	S S	52	×	C46
1917 T. 6	K T	40	屋	* C17	1965 S. 40	S S	53	×	C46
1918 T. 7	K T	41	屋	* C17	1966 S. 41	S S	54	×	C46
1919 T. 8	M C	44	×	C37	1967 S. 42	S S	55	×	C46
1920 T. 9	H U	42	屋	B42	1968 S. 43	U G	54	家	D24
1921 T. 10	K T	44	屋	* C17	1969 S. 44	U G	55	家	D24
1922 T. 11	K T	45	屋	* C17	1970 S. 45	M K		屋	D21
1923 T. 12	E S	43	×	* C51	1971 S. 46	S J	53	×	C44
1924 T. 13	E S	44	×	* C51	1972 S. 47	S J	54	×	C44
1925 T. 14	K S	42	屋	D34	1973 S. 48	S J	55	×	C44
1926 S. 1	K S	43	屋	D34	1974 S. 49	T Z	54	×	B39
1927 S. 2	M C	52	×	C37	1975 S. 50	T Z	55	×	B39
1928 S. 3	M C	53	×	C37 ?	1976 S. 51	Y H	51	屋	D29
1929 S. 4	K C	55	×	B38	1977 S. 52	Y H	52	屋	D29
1930 S. 5	S S	54	×	A 5 ?	1978 S. 53	Y H	53	屋	D29
1931 S. 6	S S	55	×	A 5	1979 S. 54	Y H	54	屋	D29
1932 S. 7	H G	42	×	A14 # ?	1980 S. 55	H M	52	×	B46
1933 S. 8	H G	43	×	A14 #	1981 S. 56	H M	53	×	B46
1934 S. 9	M T	47	家	D13 ?	1982 S. 57	H M	54	×	B46
1935 S. 10	M T	48	家	D13	1983 S. 58	H M	55	×	B46
1936 S. 11	M T	49	家	D13	1984 S. 59	M D	55	×	D 8
1937 S. 12	M T	50	家	D13	1985 S. 60	M D	56	×	D 8
1938 S. 13	H G	48	×	A14 # ?	1986 S. 61	K Y	47	×	D42
1939 S. 14	H G	49	×	A14	1987 S. 62	K Y	48	×	D42
1940 S. 15	Y T	39	屋	* D29 ?	1988 S. 63	K Y	49	×	D42
1941 S. 16	Y T	40	屋	* D29	1989 H. 1	K Y	50	×	D42
1942 S. 17	Y T	41	屋	* D29	1990 H. 2	K Y	51	×	D42
1943 S. 18	Y T	42	屋	* D29					
1944 S. 19	Y K	43	×	A11 ?					
1945 S. 20	Y K	44	×	A11					
1946 S. 21	K Q	40	屋	* C17 ?					
1947 S. 22	K Q	41	屋	* C17					
1948 S. 23	T K	43	×	A45 ?					
1949 S. 24	T K	44	×	A45					
1950 S. 25	Y T	49	屋	* D29 ?					

<記号>

屋：屋号に「屋」の付くもの、「○○屋」。

家：屋号に「家」の付くもの、「○○家」。

×：号屋が名前あるいは姓と名前の組合せのみのもの。

＊：仲買商人

#：一年おきに記帳がある『前耕人名簿』(氏子名簿)からの推算。

±1歳の誤差がある。

？：資料が無く、役職の任期や年齢から推察。

空欄は資料なしで不明。

資料出典：

I 漁業協同組合『業務報告』

I 町内会所蔵『前耕人名簿』

鳥羽市図書館蔵『旧K村役場資料』

表3-2 歴代漁業協同組合長と商人

	期間	商人		非商人		合計	
		年	%	年	%	年	%
在職 延べ年数	1903~70	19	28.4	48	71.6	67	100
	1971~90	4	25.0	16	80.0	20	100
	1903~90	23	26.4	64	73.6	87	100
家 数※	1903~70	4	19.0	17	81.0	21	100
	1971~90	1	16.7	5	83.3	6	100
	1903~90	4	15.4	22	84.6	26	100

注) 1970年の世帯数215軒。そのうち商人は6軒。商人とは仲買商人のこと。

※同一世帯番号の家の者が複数回組合長を勤めた場合も1軒と数える。だから、商人の1970~90の1軒は上記の期間で既に勤めているので、1903~90の欄は4軒になっている。
合計の欄も同じ。

表3-3 歴代漁業協同組合長の家の屋号

	屋号	○○屋		○○家		○ ○		合計	
		年	%	年	%	年	%	年	%
在職 延べ年数	1903~70	32	47.1	8	11.8	28	41.2	68	100
	1971~90	4	20.0	2	10.0	14	70.0	20	100
	1903~90	36	40.9	10	11.4	42	47.7	88	100
家 数※	1903~70	9	42.9	2	9.5	10	47.6	21	100
	1971~90	1	16.7	1	16.7	4	66.7	6	100
	1903~90	9	34.6	3	11.5	14	53.8	26	100

注) 1970年の世帯数215軒、そのうち屋号を持つ世帯数は28軒。

※1903~90の「○○屋」の数値と合計の数値については表3-2の商人の場合と同様の理由。

収穫はなかった。それで親類の者が農作業をさせて小遣いを渡し、御飯だけは食べさせていた。父親は兵隊から帰って来て遊んでいた。

E：『博打の親分』と言われる。オイエ層の家から息子に嫁を貰っている。

H：オイエ層であり商人をしている家から妻（自己のイトコでもある）を貰っている。「海女が不得手で、漁師もできなかった」という。ヤウチも少なかった。

C：オイエ層の者である。『博打の親分』といわれる。親類が多く、運動も何もしていない

のに組合長に選ばれたことがある。その時は組合長就任を断わった¹⁸⁾。何回も村長（鳥羽市市制前）が組合長になるように説得に来た。「どうして出やんのか。出れ。お前がせなんだら『オラもせん』と言う奴が必ず出る。出れ。」それでも固辞した。「わしは田がのうて（無くて）畑がないんや。子供が大勢ある。どういう手違いを起こして帳面をごまかすやもしれん。よってにわしはよう受けやん。わしとこのウチは見たとおりや。商売（漁業）せな食っていかれやん。あんたらが、警察の庭に行って、博

18) 拒否した人の例は他にも聞いている。「専務理事を1年して、組合長に上げられた人がいたが、その親が『そんなものしたら家くたる（家の財産を食い潰す）』、と言って絶対させやん。老分（後述）から五人年寄（地区の祭祀執行者）から全部寄って3日も4日も説得しにいったけど。『羽織りの紐』、ということは身銭きってでもやらんならんということやんか。」

打を打てと言うたら、わしはよう打つ。せやけど、組合長にはようならん。もし何かあって、金を引き込まること（横領）があったら、末代までの恥じになるからわしは嫌だ」と。

その2年後から組合長に立候補はじめ、6年後に当選した。組合長になるまでに村会議員を長く勤めていた。

B：オイエ層の者で商人でもある。ふだんから町内の人との付き合いを濃くしていた。親の代からカツオ船も出していた家である。町内の真ん中に家があり、浜へ行くときはこの家へ立ち寄る人が多かった。米は町内で一番多く取れた（飯米農家ばかりの中で売るほど米が取れる家であった）。選挙が済んだら赤飯を炊き、親類の人を集めていた。

G：オイエ層の者で商人でもあった。頭の切れる人物だった。思ったことは最後までやりきる人だったので失敗もあった。狭い町内だから言いたくても言えないことも一杯あるのだが、それをハッキリと言う人だった。それで漁業組合理事を止めさせられたりもしたけれども、何度も選ばれた。親類が多くかった。

D：何にもすることがない人だったと言われる。海女の上手な母親は亡くなっていた。妻は海女ができない。田はあるけれども、田だけでは食べてはいけない。牛を飼育していたが規模を拡大することもできず、K町で放牧してもらうのに牛を預けていた。

I：商人をしている人の家からの婿養子。婿入りした家もオイエ層である。常務理事や専務理事を勤めて、定年（56歳）が近づいてきたとき、「今度は組合長になるのだ」と言って、親類中を集め飲み食いしていた。

<改革後の組合長>

N：オイエ層の者であり商人でもあった。海女にも行っていたが組合長になる前は90日も

漁には出ていなかった。

K：オイエの分家で兄弟が多かった。親類をあげて「あれを組合長にしよう」といって運動をした。身体に少し障害があるので、なかには「救済事業のようなものだった」という人もいる。

A：オイエ層で商人をしている者と妻同士が姉妹関係。

M：港湾の建設作業員をしていた人。妻は以前は海女をしていたけれども、身体を悪くして今は勤めに出ていている。父母はもう漁には出でていない。分家の2代目。

3. 5 組合長の選出意識

確かに改革前においてはJ氏が述べているように、オイエ層の者や商人あるいはこれらの人とつながりのある人物が組合長に選ばれる傾向があった。しかしその中に混ざって『海女をしていない家』、という紹介のされ方をする組合長がいることに気づく。「海女せんことには食っていかれやん。ここでは何ともならん。」というのはよく耳にする話である。この地区での生活が苦しいはずの、すなわち『ここでは何ともならん、』と言われる者が、なぜ組合長という普通の漁業者にはなりにくい役職になっているのだろうか。

漁業者としてあるレベル以上の生活を維持できる基盤があれば組合長にはなりたくない¹⁹⁾。明らかに経済的に生活が苦しくなるからである。改革前をみると、組合長は、経済的に余裕のある者と経済的には『何ともならん、』といわれる両極端がどうやら選出されていたようだ。一方では、経済的負担にある程度たえることができる生活基盤（田畠や分家）をもっているオイエ層や商人になってもらおう、もう一方では、どうせ『何ともならん、』のなら組合長になってもらっても変わらないだろう、ということであろうか。

そこで、避けたい役職を勤めてもらっているという意識がI町の人たちに次のような行動を認め

19) それゆえ、例えば次のようなことがあった。「ええことでもあり悪いことでもあるこの人の性質は、カゲでは非難・批評するけど、面と向ってはよう言わん。それは、年俸が安い、いらんこと言うて自分が[組合長に]付けられる(選ばれる)と困るということがあった。思っていても言わせん。あの人は字が巧いとか、弁が立つとかでハエ(後述)から[漁業組合の理事に]選ばれたりしてたから。」

ことになった。そして、それが親類をあげて「何ともならん、ものを組合長という役職に送り込む要因の一つであったと考えられる。

それは、海女漁業の収穫物の集荷・選別作業の中でおこなわれていたことである。海女漁業による収穫物の集荷・選別から各家ごとの水揚げ高の浜帳への記録そして漁業組合への報告は、浜役とよばれる者の仕事であった。このときに、浜役は組合理事（組合長を含めて5人全員）の妻たちの収穫物にたいして実際より少し多めに秤の目盛を記録したのである。²⁰⁾下駄、を履かしていたのである。また、資源保護のための規定の寸法より少し小さなアワビ²⁰⁾も集荷したり、小さなキズのあるのも見ない振りをしたりしていた。

また別に、デメによる飲み食いもなかばおおやけであった。漁業組合と町内の商人とが手をくみ、消費地の卸売商人から町内の仲買商人が受け取る売上金と漁業者に支払う売上金の差額を作った。これがデメである。方法は次の通りである。浜役は竹で編んだジャカゴ（風袋）²¹⁾に収穫物を入れて水揚げ高を量る。その時に、例えば実際には100gのジャカゴなのに200gとして計算する。そうすると100g分の収穫が漁業組合と商人のものとなる。いずれも水揚げ高が多かったころは遣りやすかったという。

組合長という役職に対するI町の人たちのこの考え方は、生活が成り立つだけの給料を組合長に払うようになった改革後によりはっきりと現われてきたのではないかと思われる。オイエ層や商人が後退して、「貧乏に輪かけるようなもの」といって組合長にはなりにくくされ、いた分家層が選ばれてくるからである。

しかし、疑問がある。改革以前の組合長とは、町内会長を兼任した大きな力を持った役職ではなかったのか。なのにこの様な選出のされ方でよいのであろうか。組合長という役職はI町の人々によって一体どの様に位置づけられているのである

うか。また、漁業組合はI町にとってどのような位置をしめるのであろうか。組合長を除く他の4人の理事は、前述したように各ハエ（組）割りに選出してくるものであった。すなわち、各ハエの代表といった性格をもっていた。そこで、これら理事を送り込むハエの組織をつぎに分析することにする。

4. 村落共同体内の地域組織とその役職

4. 1 ハエ（配）一村組一

村組とは村落共同体の「内部組織として、居住の近隣性を一応の前提とした、地域区分組織」であり、村落共同体の「運営の分担」と「各家の互助」を行なっているものである²²⁾。

I町では、ほぼ地理的位置にしたがって町内は4つの組（北・御堂・中・南）に分けられている。この組はI町では「ハエ（配）」または「タニ（谷）」と呼ばれている。そして各自に自治的な組織をもっている。ほぼ戸数が等しくなるように調整されている（表4-1）。それは、各ハエ単位のデアイ（共同作業）の時にハエの所属の仕方によつて不公平が出ないようにするということである。ハエの戸数の調整は各家々の地理的位置を考慮し、各家々からのハエの寄合への参加資格者の世代交替時になされている²³⁾。ハエの寄合への参加資格者はI町に生まれた者で、数えの15～55歳までの男子である。一軒に一人ずつ参加できる。従つて該当する男子の居ない家は、該当する男子がその家にできるまではハエの寄合に誰も参加できない状態が一時的に生じることになる（「後家断ち」という）²⁴⁾。

表4-1 I町の各ハエの戸数

ハエ	北	中	御堂	南	計
戸数	52	51	52	54	209

（昭和58年 I漁業組合の資料より）

20) 種貝保護のために収穫物の体長制限以下のものは海に戻された。

21) 秤で物を量るときに使う容器。

22) 福田アジョ「民俗の母体としてのムラ」坪井洋文編『日本民俗文化体系8 村と村人』小学館 1984年。

23) 父親が満56歳になる年の正月の初寄りのときからその息子が出席する。

24) ハエはもとはボラ漁の乗組員を分けている組織だったといわれ、寄合いには経済的に漁業に従事する世帯の戸主しか参加しなかった。昔は大工や学校の先生はハエの寄合いに参加できなかった。女性の寄合いへの参加は、町内会と漁業組合の組織の分離後の現在もない。

4. 2 ハエの役職

各ハエには下記のような役職者がいる。いずれもハエの寄合に参加している男性の中から選ばれる。ハエの役職をその加入者が勤める順に紹介しよう。

<ハエの元>

ハエの寄合の場所（自己の家）を提供する。家並み順で各ハエに1名。任期は1年。

<ハエ頭>

各組ごとに置かれた組の世話役である。ハエ頭は、もとはボラ漁の各組の責任者であったといわれる²⁵⁾。各家の代表として寄合いに参加し始めた新旧順に1年任期で勤める。仕事は、正月の弓引き神事の手伝い、ヒジキ口²⁶⁾のときの浜での責任者、前磯の禁漁区での共同作業時のアワビの集荷作業、天王祭のときに催される演芸会場の各家の席割り、その他に配の寄合いの日時の連絡等がある。

<浜役（あるいは口前）²⁷⁾>

海女漁業の責任者である。夫婦健在のもので各配から一軒ずつ、町内全体では4軒である。ふるくは海女としての能力や事務的な能力も考慮されたが、徐々に輪番で勤めるようになった。任期は1年である。仕事は、海女漁業の出漁の日時・漁場の決定から作業時の指揮と収穫物の選別・集荷・記帳作業である。

<組長=漁業組合理事>

ハエの者の水揚高を集計して口銀を徴収する係（口銀役とも呼ばれていた）で、漁業組合理事と兼任である。漁業組合理事（組合長以外の理事）に漁業組合の総会で選ばれることになる。若干のソロバンの能力を考慮し、だいたい年齢の順に選ばれる。各ハエに1名で、任期は1年である。但し、総会で専務理事として選ばれた者は2年になる。

<ハエの老分>

ハエの最年長者で、複数いれば全員が老分である。ハエの共同作業・寄合のまとめ役である。

<ハエの宿老>

ハエの老分の中の最年長者（生年の月日を考慮）のもの1名である。ハエの寄合の議長。

ハエの寄合における座順は、年長者が前から順番に座り、老分とハエ頭がみんなの正面に座ることになる。家柄や個人的能力にかかわりなくハエにおいては年齢原理に従わなければならなかった。寄合ではみんなの意見を老分がまとめていく。若い者の意見も取り入れてハエの意見をハエ頭（組合では技術員と呼ぶ）が組合に持って行く。そのとき4人のハエ頭が「お前とこどうや、ウチとこはこうや」と話を出してあって整理して組合に持って行くこともあった。

組長である漁業組合の理事は出席しない。組長である組合理事は、ハエの中では老分より下の役職であり、とりわけ組長の意見を立てと言うことは無い。漁業組合とハエの意見が対立したときは、ハエの老分が漁業組合と交渉する。それでも漁業組合と意見が対立し紛糾するに至ったときは宿老が治め役として出てきた²⁸⁾。

また、漁業組合とハエの関係を表すものとして、次のようなエピソートがある。収入面の基盤である海女漁業は浜役によって管理されていた。前述したように、浜役の裁量で選荷作業の際、組合理事の妻の収穫物に秤の目盛で下駄を履かす等をしていた。この裁量の加減をうまく行なわないと商人が組合に文句を言ってくることもあった。実際の収穫物より帳面に記載された収穫物の量のほうが多くなると、商人は「目切れがきた」とか「今年の浜役は目が切れてしまうない」と漁業組合に苦情をいってきた。あるとき、選挙で商人にたいへん世話になっていた組合長は、その苦情をうけて、浜役が集荷作業をしているところに現われて、「おまえら、秤持つな」と秤を組合長がつか

25) I町の老人のなかにはハエ頭のことを「ボラ漁の大将」と呼ぶ人もいる。しかし今では、「ハエの小便」と言われることもある。

26) 年1回おこなわれるもので、水揚げ金は各ハエの年間必要経費を除いた残りを作業に参加した15~55歳の男女に均等配分される。期日は組合理事が協議のうえ決定。

27) 浜役は海女漁業の作業中に事故が発生した場合の責任問題への恐れから、昭和40年代後半頃より漁業組合理事中の常務（総代ともいう）理事がこの役を行うことになった。

28) 4つのハエの意見が2対2にわかったときには、漁業組合の意見が1票として行使され決議できる。

んだことがあった。それに対して、「組合にはそんな権利がないのに出でてどうなる」と騒ぎが起ったことがあった。

大正から昭和初期生れの人たちの間では、ハエ頭を勤め、浜役を勤め、組合の理事を勤めなければ一人前の老分とは認めてもらはず、一人前の発言はできないものだったという。組合の理事になれなくとも、浜役までは勤めないとハエとしては一人前には認めないと暗黙の了解があったという。

5. まとめ

筆者のような部外者の目からは、漁業組合長と町内会長を兼任している人物はかなり強いリーダーシップをもったリーダーかと想像するのであるが必ずしもそうではなかった。組合〔の事務所〕に入る時でも帽子を取って、「おはよう御座います、こんにちわ」と挨拶して入り、組合長のいうことは皆よく聞いたという（たとえ地位や名誉が欲しくてタバコや金銭を配ってなった人に対しても）。それは、昔の人は安い年俸で勤めていたからそのことに対する気持の表われであったという。

現在では一般に、町内会長などの役職には、行政末端の事務下請けや単なる事務連絡係といった意識が生れ、就任の回避がみられたりする。この傾向は、「戦後における農村社会構造の変化」²⁹⁾として指摘されてきた内容を示すものであろう。身分的支配従属関係を利用しつつ村落共同体を支配していた地主層が農地改革によって没落してからの傾向である。地主層が没落してからの村落共同体の役職につく新しい支配層は、それ自身に支配の経済的基盤をもたず、政治家や行政機関、企業との媒介者としてのエージェントという形態での支配に変ってきた。

I町で生活の基盤となる生業の管理はハエの組織（「土着民による漁場支配」³⁰⁾）によって賄われていたのである。誰が何をどうするかという役割が明確にされており、それぞれの部門に責任者が配置されていた。従って、夫婦ごとの作業で成り立つ海女漁業が各家の経済的基盤としてあり、そ

れほどの家格差もなく、「村じゅう親類」といわれるこの地区では、町内会長（区長）兼組合長はもとからエージェントとしか考えられていなかったのではないだろうか。

すなわち村落共同体内の地域組織（すなわち、リーダーの選出母体でもある）が決定的な役割を持っており、組合長のような表向きのリーダーというものは、あくまでも表向きにすぎず、決定的な役割をはたさない。だから、このような事実を十分に理解していなかった側面をもつあまりにも『近代的』なJ氏の改革案が実現されなかつたのもしごく当然といえる。

29) 栗原百壽「戦後における農民層の分化と農村社会構造の変化」『社会学評論』1巻4号 1951年。

30) 牧野由郎、前掲論文。